

令和 7 年 4 月 1 日

関 係 者 各 位

総務部経理課長

(担当：契約係)

建設工事競争入札に係る最低制限価格の設定について

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 1 0 第 2 項及び新潟市契約規程第 1 2 条第 1 項の規定により定める最低制限価格について、以下の通りとします。

記

1 最低制限価格を設けることができる対象

競争入札により請負契約を締結する予定価格 4 0 0 万円超の建設工事

2 最低制限価格の設定率

当該予定価格の 1 0 分の 7. 5 から 1 0 分の 9. 3 以内の範囲において契約執行職員が定める。

ただし、必要に応じ 1 0 分の 9. 3 を超えて定めることができる。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日以降の指名通知、入札公告案件から実施